令和４年度

鹿島小の生活

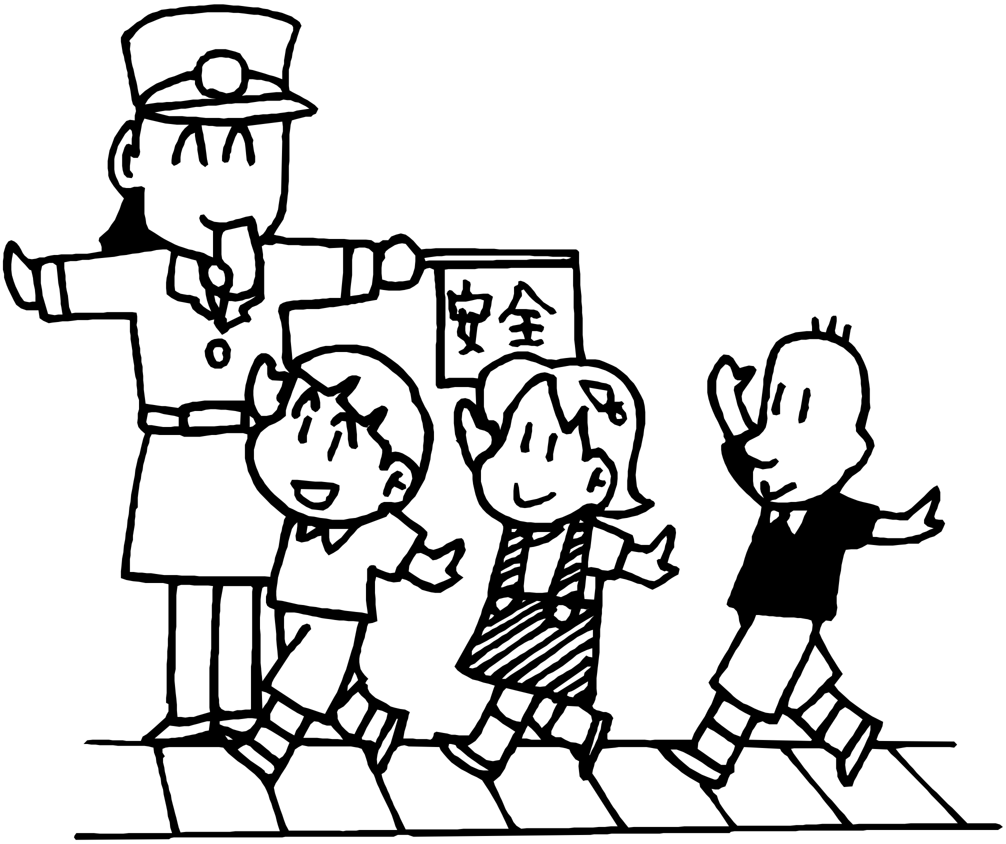

八王子市立鹿島小学校

生活指導計画

令和４年（２０２２年）４月
生活指導部

１　目　標

心身の調和のとれた児童の育成を目指し、協力し合い豊かな学校生活をおくることができる。

２　目指す児童像

（１）基本的生活習慣を身に付けた子。
（２）相手の気持ちや立場を理解し、思いやりの言動がとれる子。
（３）物を大切に扱うことができる子。
（４）みんなと協力し、学校生活の諸活動に取り組める子。
（５）命の大切さを理解し、安全に生活できる子。

３　内容

（１）全教育活動の中で、生活指導目標の徹底を目指して、全職員が全校児童の生活指導にあたる。
（２）毎月、生活指導部会を開いて、生活指導に関わる計画・立案を行い、職員会議で協議し、共通理解のもとに指導の徹底を図る。
（３）学年の連絡を密にし、学校生活における基本的行動様式を身に付けさせる。
（４）週に一回、生活指導について話し合いの時間を設定し、生活指導目標の取り組みや反省、正確な情報収集などを行い、あわせて教師間の共通理解、指導の向上を図る時間とする。また、月に一度、朝の指導の中に各クラスで安全指導の時間を位置付けて、児童の指導に当たる。
（５）子どもたちの実態を具体的にとらえ、個々に即した適切な指導をする。
（６）年に２回、生活指導全体会を設け、児童理解の向上を図る。
（７）保護者会等で、生活指導上の話題をとりあげ、実態把握と問題行動防止に努める。
（８）体罰や不適切な行為をなくすために、体罰の定義を常に認識し、“体罰根絶に向けた総合的な対策”のガイドラインを体罰防止の研修や毎学期の生活指導全体会等でも、確認していく。

４　生活指導部会

毎月、定例部会を開き、生活目標を達成するための具体策や、各月の反省を行う。
必要に応じて部会を開く。

５　月目標など，朝会での指導・・・月別の「生活指導年間計画」を活用する。

（１）職員会議で全職員に知らせるとともに、各学級での指導の徹底を図る。
（２）第一月曜日の朝会で担当者（全職員）が目標を発表し、指導の徹底を図る。
（３）学級や廊下などに、月目標を掲示する。（図書委員会）

６　生活指導全体会

（１）第一回　　**４月１９日（火）**

指導上配慮を要する児童について、交流し共通理解しあう。

７　安全指導

（１）交通安全をはじめ、日常生活における安全確認について注意を喚起する。

（２）火災、地震、その他（風水害）非常災害発生時における児童の安全確保のため、月一回の避難訓練を行う。また、年に一度、引き取り訓練を行う。

（３）集団下校第１回の日に通学路の安全を確認する。　**６月１５日（水）**

（４）地域巡り・点検を行う。４月２０日（水）～　５月６日（金）に適宜行う。

（５）緊急時に備えて、予定された日に集団下校（年間２回）を行う。**※4月は、名簿確認のみ**

８　生活指導部会の組織

- 生活指導部
  - 校内
    - 校内生活と安全指導・月目標・安全点検
    - 避難訓練・引き渡し訓練　　※引き渡しカードとプリント配布
    - 防犯ブザー　交通安全教室５年・自転車教室３年
    - セーフティ教室・薬物乱用防止教室
    - 清掃（用具発注）・落とし物
    - 保健指導
    - 給食指導
  - 校外
    - 校外生活
      - 集団下校班・集団下校
      - 通学路・通学路点検
      - 長期休業対策・生活プリント

９　生活目標・月目標　　*年間重点目標・・・進んであいさつをしよう。*

月	目　　　　標	
４ 月	学校生活のきまりを守ろう。	
５ 月	友達となかよくしよう。	
６ 月	雨の日の過ごし方を工夫しよう。	
７ 月	安全な生活をしよう。 （夏休みの事前指導）	
９ 月	きまりを守って生活をしよう。	
10 月	協力して仕事をしよう。	
11 月	落ち着いて学習しよう。	
12 月	物を大切しよう。 （冬休みの事前指導）	
１ 月	礼儀正しくしよう。（ことばづかい、あいさつ）	
２ 月	寒さにまけず、元気にすごそう。	
３ 月	学校をきれいにしよう。 （春休みの事前指導）	

１０　体罰や不適切な行為をなくすための取組として

①暴力否定の指導の徹底

・学校経営方針や人権教育の目標に基づき、体罰否定の意識を全教員に徹底する。
・学習指導・生活指導に関わる指導力の向上を図る。
・児童との触れ合いを通した信頼関係を築く。

②事例に学ぶ研修会の実施

・事例研究、特別支援教育等の研修会を実施する。
・「人権教育プログラム」や「体罰根絶に向けた総合的な対策」等の活用を通して、体罰根絶を全教員が日常的に意識し合えるようにする。

③組織的な指導体制作り

・毎週のいじめ対策の時間や毎学期の生活指導全体会等で、指導の在り方について情報交換・協議等を行う時間を常設する。
・互いに授業を見学したり、異学年交流活動を進めたりする中で、児童理解の深化を図る。

④家庭・地域との連携強化

・学校の基本方針「暴力の否定」を明確に発信する。
　　～　暴力・暴言は「しない・させない・許さない」　～
・状況に応じて適切に児童の実態を伝え、家庭や地域と連携して指導する。

※体罰や不適切な行為をなくすための留意点として

・体罰は違法であるということを再認識する。
・人権を大切にすることについて、常に認識する。
・教師の専門性、指導技術を高めるように日々研修に取り組む。
・怒りをコントロールし、冷静に工夫した指導をする。
・体罰防止セルフチェックシートを毎月行うことで、自らの指導の在り方を振り返る。

１１　いじめ撲滅の取組　～いじめをしない・させない・許さない～

①　いじめ対応の時間（**子供の見取りタイム**）を設定し、教職員全員で児童の様子を把握する機会をもつ。

〈子供の見取りタイム〉

・毎週火曜日　１４：４５～１５：３０
・１４：４５～１５：０５　学校いじめ対策委員会（毎週開催）　※ 学年からの児童の様子の報告を含む
・１５：０５～１５：３０　いじめ研修会（適時）
　いじめアンケート等報告書の集計・作成（適時）
　特別支援校内委員会（月１回開催）

②　鹿島小「学校いじめ基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等を行う。
③　学校いじめ対策委員会が中心となり、「いじめゼロ」に向けた取組を行う。
④　年間計画に基づき、いじめに関する取組を確実に行う。「いじめ総合対策」を活用する。「子供見守りシート」を活用する。

いじめに関わる聞き取り・対応について

鹿島小学校　生活指導部

記入者　(　　　　　　　　　　　　　　　　)　記入日(　　　年　　　月　　　日　　曜日)

①　聞き取り日時	年　　　月　　　日　　（　　　曜日）	
②聞き取りに係わる氏名	教員名【　　　　　・　　　　　　】（担当　　　　）	
	児童名【　　年　組　　　　　　　　　】	
	保護者【　　　　　　　　　　　　　】（父・母・その他）	
③発生日時	年　　　　月　　　　日 （　　曜日）	④いじめの種類（裏面参考）
⑤聞き取り内容（日時や経緯・内容・原因・当事者の状況等を簡単に記載）		
⑥聞き取り時の対応（被害児童・加害児童・保護者・他の児童への対応・連絡・指導等を簡単に記載）		
⑦事後の対応（事後指導・被害児童・加害児童・保護者の状況・再発防止策　等）		
⑧その後について（特記すべきことがあれば）		

重大性の段階に応じたいじめの類型（例）
～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかに鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

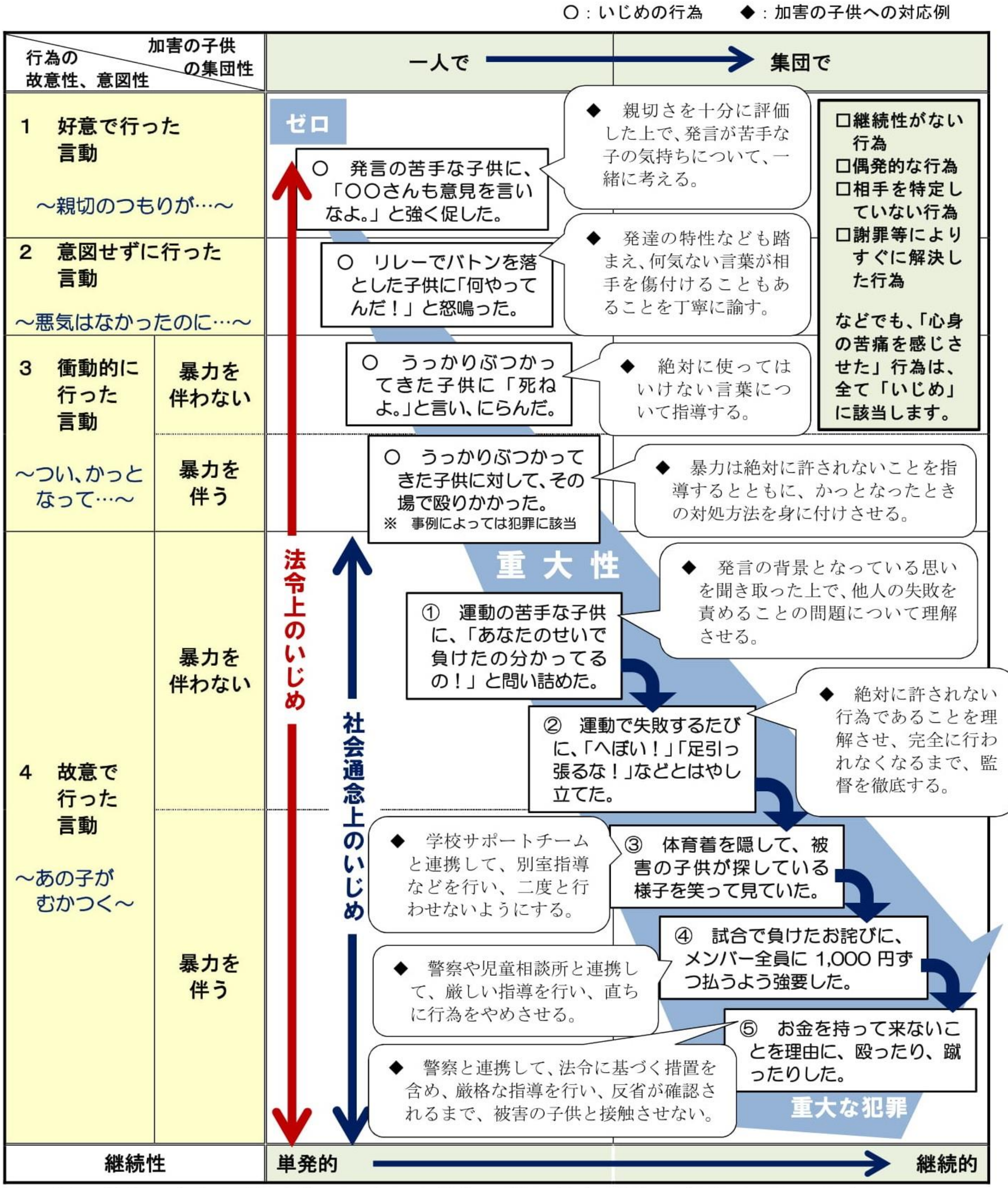

※　上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※　どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。　※　「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

学校生活のきまり

1　登校時刻（８：００～８：１５）
　下校時刻・　月・　火　・　木・　金曜日（３：４５）
　　　　　・　水曜日（２：２０　※クラブ活動時３：３０）

2　通学路を通る。

3　禁止されている場所では、遊ばない。

4　廊下・階段は右側を歩く。

5　チャイムの合図を守る。

6　教室移動のときは、並んで静かに歩く。

7　放送は、いつでもどこでも静かに聞く。

8　勉強に使用するもの以外は、学校に持ってこない。

9　さようならをしたら、校舎内には残らない。

10　学校から帰ったら

＊　どこかへ出かけるときは、だれとどこへ行き、何時に帰るか、はっきり言う。

＊　子どもだけで、危険なところへ行ったり、危険な遊びはしない。

＊　放課後、自転車で学校にこない。お菓子など食べ物は、持ってこない。

鹿島小学校通学路

交通のきまりを守り、歩道橋や横断歩道のあるところは、必ずそこを通るようにしましょう。下図の■■■■の道路はすべて通学路です。

学校の北側の歩道（図の斜線部分）は通らないでください。

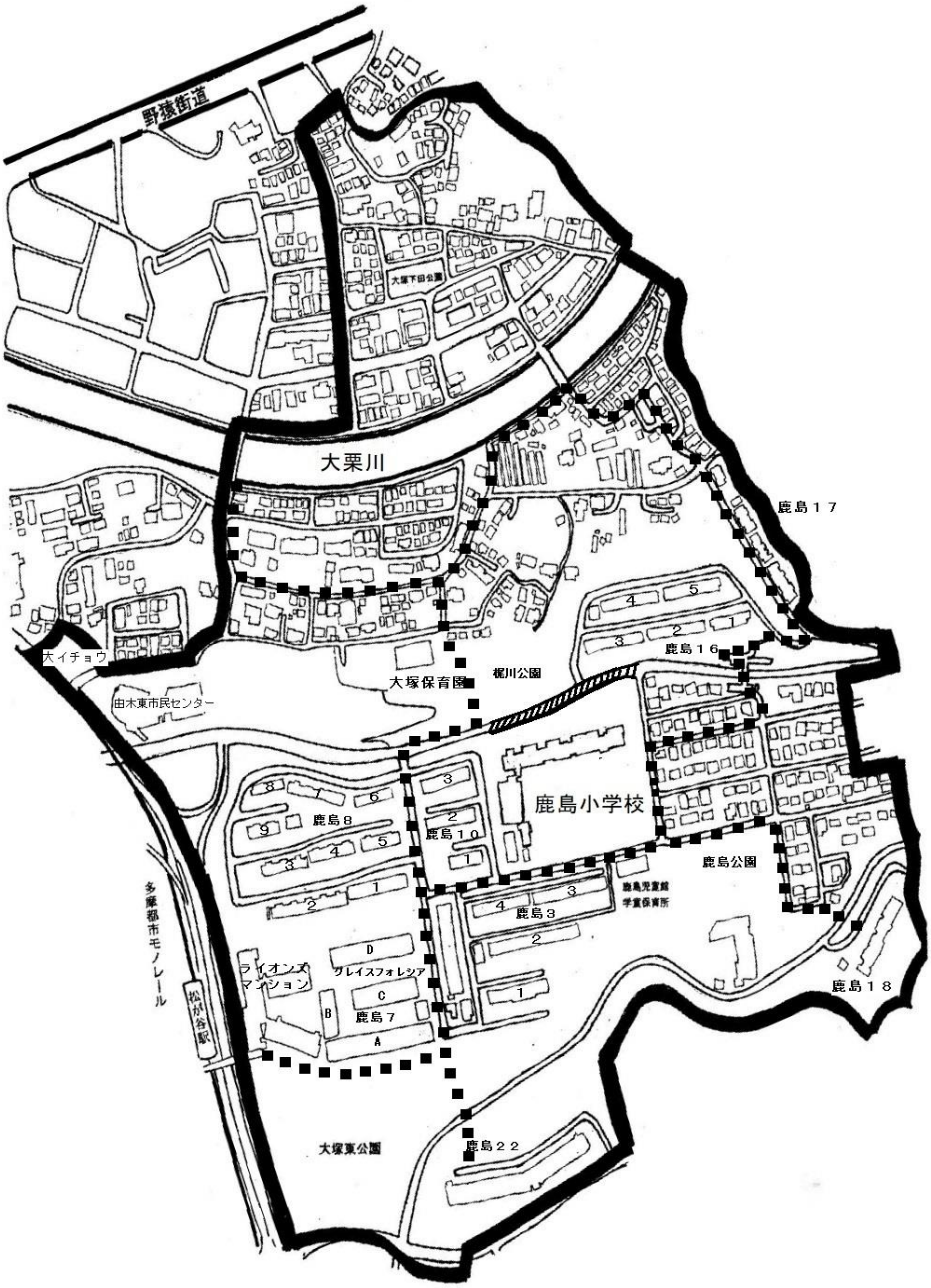

遊んではいけない所

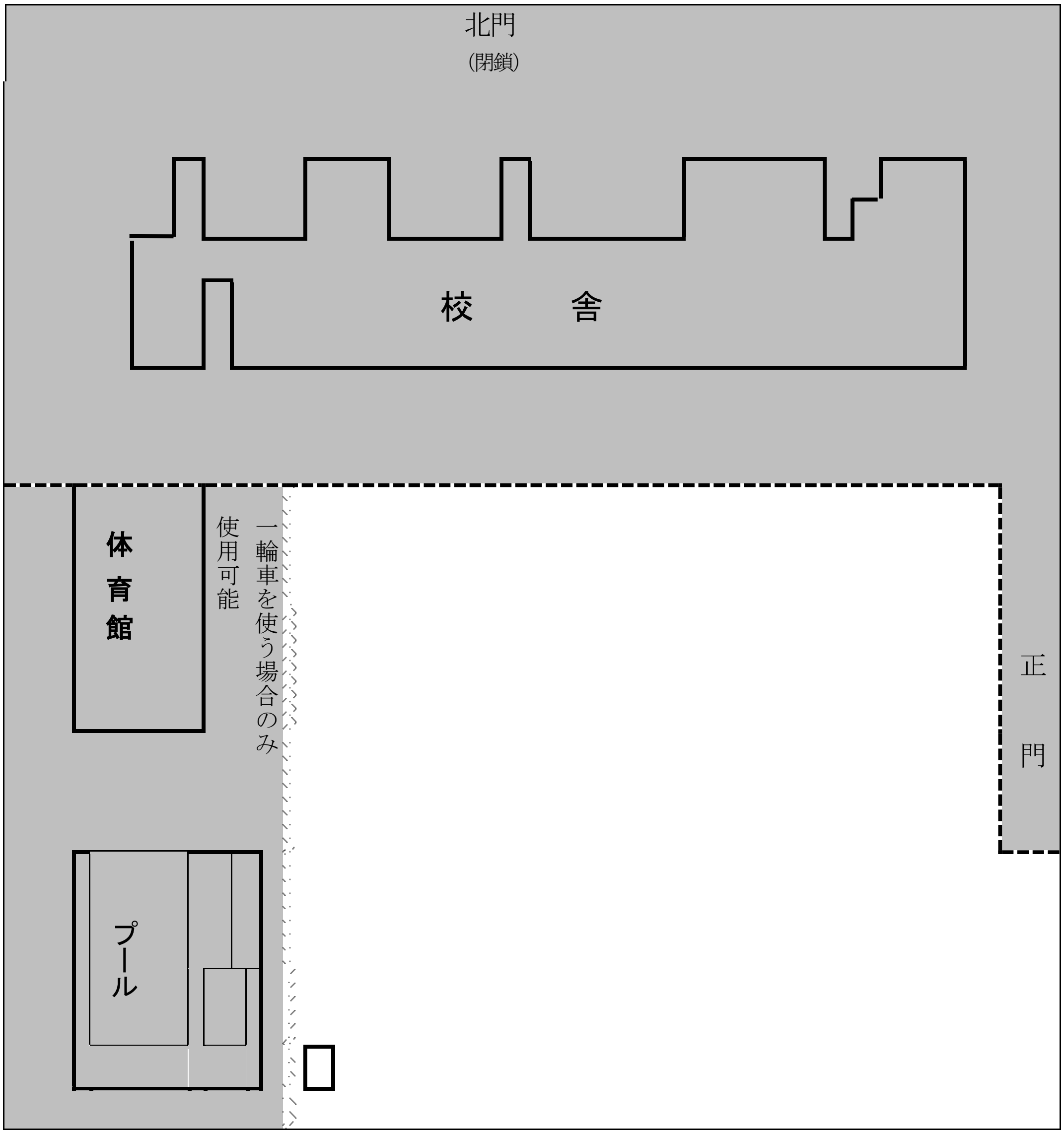

※　----------部分には入らない。

※　体育館渡り廊下では遊ばない。

鹿島小スタンダード（教職員間の共通確認事項）　　令和４年　生活指導部

項　目	内　容
登下校 居残り	◎家を出たら、そのまま学校に登校する。家に戻らない。登校したら門から出ない。 ◎登校時刻を守る。（８時００分～８時１５分） ◎下校は３時４５分までとする。（水曜日は2時２０分、クラブありは3：３０） **＊居残りをさせる場合には、管理職に報告し、必ず指導者がつく。** **＊保護者に電話を入れ、責任をもって児童の帰宅を確認する。** **＊職員会議や校内研究などの全職員が参加している会議の時間には、児童は居残りさせない。** ◎遅刻する場合には、保護者が教室まで同伴する。早退時には迎えに来る。 ◎下校後は、校舎の中に入らない。 ◎下校後は、自転車、キックボードで学校に来ない。 ◎教室に忘れ物を取りに行く時には、事務室に声をかけてから教室に入る。（対応者は担任や用のある教員を呼ぶ）用事が済んだら、事務室に声をかけてから帰宅する。
朝会・集会	◎８：２０には並び終える。 ◎朝会や集会では、話をしている人の顔を見ながら、よく聞く。 ◎朝会や集会後は、並んで静かに歩いて教室にもどる。 ◎朝会や集会後は、手洗い・うがいをして、自分の席で静かに待つ。
始業前	◎朝、出欠を確認し、健康観察表を提出する。 **＊欠席の連絡がない場合には、必ず家庭に連絡を入れる。** **＊万が一、連絡がとれない場合は、管理職に報告する。登校してきた場合には、すぐに職員室に連絡する。**

中・昼休み	◎校庭で元気に遊ぶ。雨の日は教室の中で上手に過ごす。 **＊校庭の使用可・不可は、生活指導主任と体育主任とで判断し、連絡をする。** ◎雨の日の遊び道具については、室内で静かに遊べるもの、高価でないものなどを考慮し、学級で話し合って決める。 ◎休み時間、体育館で遊ぶ時には、必ず指導者がつく。 優先割り当て　月…１・２年生　火…３・４年生　水…３・４年生 木…５年生　金…６年生 ◎放送が流れたら、遊びをやめて、教室に入る。 ◎校舎の裏、廊下、階段、昇降口では遊ばない。 ◎使った道具は、必ず元の場所に片付ける。 ◎タブレットは使わない。(学級で決められた係活動等の仕事などは担任判断)
教室移動 ５分休み	◎教室移動の際は、きちんと整列して、静かに移動する。広がったり、間を空けたり、おしゃべりをしたりしない。 **＊専科教室に移動する際は、必ず担任がその教室まで送り届け、欠席者の確認等をする。帰りは、並んで教室に戻るよう指導する。**
掃除	◎１２：５５になったら、掃除の場所に移動し、掃除を始める。（それまでは教室で静かに過ごす。） **〈各教室〉** 手順（教室の窓を開ける） ①机・いすを教室の後方へ運ぶ（学年に応じて、椅子を机にのせる)。 ②ほうきで床を板の目にそって掃き、ごみを取る。大きなごみは手で拾う。 ~~③雑巾をかける~~ ④机・いすを教室の前方に運ぶ。 ⑤ほうきで掃き、ごみを取る。 ~~⑥雑巾をかける~~。 ⑦机をもとの位置に運び、縦と横をそろえる。 ~~⑧雑巾を洗い、干す~~。 ＊掃除が終わったら、手を洗う。

＊掃除が早く終わったら、昼休みまで教室で静かに過ごす。

〈手洗い場〉

・たわしを使用して、汚れや水あかを落とす。排水溝にたまったごみを捨てる。

〈階段〉

・階段の上から下へ（一方に寄せて、下ろす）、ほうきでごみを捨てる。

・~~雑巾でほこりを取る。~~

・集めたごみを捨てる。

〈くつ箱〉

・小ぼうきで砂・ほこりをちりとりで取る。

・~~雑巾でくつ箱を拭く~~。

・床の砂やほこりを取り、雑巾で拭く。

・靴底の土は落とさない。

〈習字道具の片づけ〉

・練習で使った半紙は家に持ち帰る。

・墨液の残りは、練習した半紙で吸い取り、ビニール袋にまとめて捨てる。

・学習で使った筆は、墨液を書き損じ半紙でふき取り、家に持ち帰ってから洗う。

・習字道具は必ず持ち帰り、家できれいにする。

・墨液のついた手は、手洗い場できれいに洗う。

・トイレの手洗い場は汚さずに使う。

＊階段、昇降口、靴箱、体育館など、教員が常にいない場所は、できる限り担任が見回るようにする。

◎掃除の終わりには、報告を行う。

校内生活	◎持ち物には、名前を書く。 ◎学習に必要のないものは持ってこない。シャープペンシル、ボールペンは使わない。 ◎筆箱は、道具箱の中に収まる大きさのものを使う。（学年で決まっている学習用具以外は持ってこない。） ◎勉強に関係ないものは、許可なく持ってこさせない。 （個人用のサッカーボール、バット等） ◎許可なく、特別教室や他教室に入らない。 ◎廊下や階段は静かに右側を歩く。 ◎職員室に入る時は、ランドセルや荷物を廊下に置く。 「失礼します。〇年〇組　〇〇です。〇〇先生に用事があります。」と言い、その先生から「どうぞ。」と言われてから、中に入る。用件が終わったら、「失礼しました。」と言って、退出する。 ◎集金以外の余分なお金は持ってこない。 **＊集金がある朝は、担任は教室で待機し、児童から直接受け取り、記録する。その後、金庫等で保管する。** ◎使い捨てカイロ、携帯電話、リップクリーム等は原則持ってこない。 **＊必要な場合には、保護者より担任に連絡帳で報告する。** ◎上履きを忘れた場合は、職員室まで報告をし、学年別の貸し出し簿に記入し、借りる。借りた上履きは、その週のうちに返却をする。（担任は貸し出し簿をチェックし、返却の声かけをする） ◎傘立てに置き傘をしない。 ◎印刷機は、児童だけでは使用させない。 ◎体育館や体育倉庫、準備室の鍵は、原則として指導者が管理する。（手が離せない場合は、指導者がその旨を書いたメモを児童にもたせ、許可を得る） ◎消耗品（必要な用紙、用具等）は無断で児童に取りに行かせない。

令和４年度（２０２２年）

月別生活指導計画

生活指導部

月	目　　　標	指　導　内　容	
４月	学校生活のきまりを守ろう。	▲学校生活のきまりの確認 ▲各自のめあて ▲危険な場所、危険な行動	11日
５月	友達と仲良くしよう。	▲どこでも、だれとも遊ぶ方法を考える ▲悪口について ▲自分勝手な行動　▲相手の立場	2日
６月	雨の日の過ごし方を工夫しよう。	▲校舎内の過ごし方 ▲雨の日の過ごし方 ▲梅雨時の健康について　▲けがの予防	6日
７月	安全な生活をしよう。	▲水の事故防止　▲夏休みの過ごし方 ▲痴漢、誘拐防止　▲地震に伴って起きる津波 ▲花火の取り扱い	4日
９月	きまりを守って生活をしよう。	▲学校の生活リズムに早くもどす ▲学習の準備する　▲けじめのある生活 ▲早寝早起きと食事の必要性	5日
10月	協力して仕事をしよう。	▲学級の係の仕事と責任について ▲当番の仕事について　▲なかよし班活動について ▲学校全体の仕事　（収穫祭）	3日
11月	落ち着いて学習しよう。	▲学習に集中できる方法 ▲けじめのある行動 ▲忘れ物をなくす　▲作品展に向けての取り組み方	7日
12月	物を大切にしよう。	▲持ち物に名前を書く ▲共同で使うものについて　▲冬休みの過ごし方 ▲身の回りの整理整頓	5日
１月	礼儀正しくしよう。	▲あいさつをしっかりする ▲気持ちのいい言葉といやな言葉 ▲人にいやがることはやめる	16日
２月	寒さに負けず元気にすごそう。	▲天気のよい日は外で遊ぶ ▲うがい、手洗いをする ▲姿勢をよくする	6日
３月	学校をきれいにしよう。	▲後始末をしっかりする　▲学校の用具の確認と整頓 ▲年度末の整理整頓　▲春休みの過ごし方	6日

※9月と１月については，始業式の後に生活目標についての話をする

年間重点目標・・・進んであいさつをしよう。